

市町合併に伴う後期高齢者医療被保険者証等の取扱いについて

平成 22 年 1 月 16 日に阿東町が山口市と合併します。

これに伴い、阿東町の被保険者の方々に交付されている後期高齢者医療被保険者証(以下「保険証」といいます。)の記載内容が下記のとおり一部変更になります。

対象となる方々には、新しい保険証を 1 月中に郵送します。

新しい保険証は、2 月 1 日より使用できます。

また、旧阿東町の被保険者に係る診療報酬明細書等の取扱いについては下記のとおりとしますのでよろしく申し上げます。

記

1 保険証の主な変更点

	旧	新	
住所の表記			
例) <u>阿武郡阿東町大字徳佐中</u>	<u>番地の 1</u>	<u>山口市阿東徳佐中</u>	<u>番地 1</u>
保険者番号			
「 3 9 3 5 5 0 4 5 」	阿東町	「 3 9 3 5 2 0 3 4 」	山口市

合併による被保険者番号、一部負担金の割合(1 割又は 3 割)の変更はありません。

2 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」の取扱いについて

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」についても上記と同様の取扱いとなり、新しい保険証送付時に同封しま

す。

合併による「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の負担区分の変更はありません。

3 診療報酬明細書等の取扱いについて

平成 22 年 2 月診療分より新しい保険証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証に記載されている保険者番号、被保険者番号等により請求してください。

なお、請求に当たっては、新しい保険証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証原本での内容確認をお願いします。

ただし、平成 22 年 2 月以降に、平成 22 年 1 月以前に診療した分を月遅れで請求する場合は、旧阿東町の保険者番号等での請求となりますのでご注意ください。

4 後期高齢者医療の健康診査受診券の取扱いについて（健康診査実施医療機関のみ）

合併による新しい健康診査受診券は発行しません。有効期限が切れていない阿東町の健康診査受診券はそのまま利用できます。

請求の際は、受診券に記載されている保険者番号等を記入してください。

お問い合わせ先

山口市大手町 9 - 1 1 自治会館 4 階

山口県後期高齢者医療広域連合 業務課 医療給付係

TEL 0 8 3 - 9 2 1 - 7 1 1 3

FAX 0 8 3 - 9 3 2 - 5 3 2 1